

倫理憲章

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく住宅性能評価機関、住宅型式性能認定機関及び試験機関（以下「評価機関等」という。）は、高い公共性を有し、公正かつ円滑な評価業務等を通してわが国の住宅の品質確保に貢献していくという重大な責務を負っている。

ここに一般社団法人 住宅性能評価・表示協会は、定款第4条に基づき、会員共通の行動規範として倫理憲章を定め広く公表し、会員は、この憲章を遵守し、社会からの揺るぎない信頼の確立に向け不断の努力を払うことを誓うものである。

（社会的責任の認識と信頼の確立）

- 1 会員は、住宅購入者等の住宅性能表示制度に対する期待を十分に認識しつつ、評価機関等のもつ社会的責任と公共的使命の重みを自覚し、常に厳正に評価等の業務を行うものとする。

（法令やルールの厳格な遵守）

- 2 会員は、品確法、建築基準法をはじめとする関係法令やルールへの違反が、住宅性能表示制度全体の信頼を失墜させることを認識した上で、これらを遵守し、社会的規範にもとることのないよう、公正に業務を遂行する。

（技術・技能の研鑽）

- 3 会員は、適正な業務の遂行のため、評価等の技術・技能の研鑽に努めるものとする。

（秘密の保持等の情報管理の徹底）

- 4 会員は、業務上知り得た情報の重要性を認識し、個人情報をはじめとした情報について、漏えいを防止し、正当な業務以外の目的への使用を厳に行わないこととする。

（中立公正な姿勢の表明と情報の開示）

- 5 会員は、評価業務等の実施に関し、中立公正な取組み姿勢を積極的に表明するとともに、業務の内容、実績等の情報の開示を適時適切に行うことなどにより、説明責任を果たすものとする。

附則

この倫理憲章の施行日は、平成21年7月24日とする。